

(募集要項)

公益信託JAバンク新潟県信連創立50周年記念・ホームヘルパー支援基金

第23回 募集のお知らせ

1. 趣旨

新潟県信用農業協同組合連合会は、これまで地域に根ざした活動を基本に業務を実施してまいりました結果、お蔭様で、平成10年に創立50周年を迎えることができました。

この機会に、その記念事業の一環として、地域社会への貢献のために利益の一部を社会に還元することといたしました。

具体的には、高齢社会の到来を踏まえ、高齢者に対する在宅福祉サービスの主な担い手であるホームヘルパーを支援・育成する活動に対し、積極的に助成していくことを目的として本公益信託を設定するものであります。

これにより、地域社会の福祉の増進にいささかなりとも寄与することを念願するものであります。

2. 助成対象者及び助成対象事業(裏面参照)

この基金は、次の活動を行う社会福祉法人、公益法人、ボランティア団体を助成対象先とします。

- ① ホームヘルパーの活動および当該活動を支援する設備の整備等の実施
(活動拠点の事務機器・冷暖房機器等の電機機器、ホームヘルプ活動に必要な車輛・用具等の購入に要する費用の助成)
- ② ホームヘルパーの資質向上のための各種事業の開催等の実施
(ホームヘルパー養成研修会等の運営・設営に要する費用の助成)
- ③ その他目的を達成するために必要な事業への助成

※助成対象事業は未実施のもので、2021年4月から12月に実施のものとしてします。

3. 応募方法

助成を希望される方は、「助成金交付申請書」を下記宛請求し、必要書類添付のうえご提出下さい。
尚、提出書類(事業報告書・見積書・写真・パンフ類等他)は全てA4用紙サイズに編集・統一の上ご提出願います。

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-2-1 KANDA SQUARE 5階

農中信託銀行 営業推進部「JAバンク新潟県信連創立50周年記念・ホームヘルパー支援基金」係
(募集要項、申請書は当社HPに掲載しております。アドレス <http://www.nochutb.co.jp/>)

4. 募集期間

2020年9月1日(火) ~ 2020年11月30日(月)(当日消印有効)

5. 選考方法

公益信託JAバンク新潟県信連創立50周年記念・ホームヘルパー支援基金運営委員会において、当信託の趣旨・目的に照らし、活動の内容・効果の大小等を総合的に勘案して選定いたします。

なお、助成金額に制限がありますので、選考の結果残念ながら助成を見送らせていただくことがあることをご了承ください。

6. 決定通知

選考の結果は、速やかに応募者に通知いたします。(2021年3月予定)

7. 受給者の報告提出義務等

助成金を受けられた方は、事業完了後、速やかに「助成金使用報告書」、「収支明細」を提出していただきます(提出期限:2021年12月末日厳守)。

《本件に関するお問い合わせ先》

・農中信託銀行株式会社 営業推進部

TEL 03-5281-1420

・新潟県信用農業協同組合連合会 事務支援部

TEL 025-230-2160

以上

＜ 助成対象者及び助成内容 ＞

事業区分	事業内容	助成対象者	1件当たり金額基準
1 ホームヘルパーの活動及び当該活動を支援する設備整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームヘルパー活動拠点の設備整備 ・事務機器（コピー機器、ファクシミリ、電話器等） ・冷暖房機器（こたつ、ホットカーペット等） ・洗濯機 ○ホームヘルプ活動に必要な用具等 ・ホームヘルプ活動用車輛 ・入浴用ストレッチャー ・作業用衣類（ユニフォーム、エプロン等） ・歩行器、杖、食事時の補助用品等の購入に要する費用助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人 ○公益法人（民法第34条） ○ボランティア団体 ・ボランティア団体については、設立後3年以上経過し、概ね10人以上の構成で営利を目的としないもの ・ボランティア団体に対するホームヘルプ活動用車輛の助成については、法人格を持ち、かつ維持・管理が可能な団体に限定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として75万円を限度とします。（ただし助成金額は、対象費用の額の※70%以内とします。）
2 ホームヘルパーの資質向上のための各種研修事業の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームヘルパー養成研修会（講義、実技、現地実習等） ○ホームヘルパーフォローアップ研修会（技術向上、経験交流）等の運営・設営に要する費用助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人 ○公益法人（民法第34条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として25万円を限度とします。（ただし助成金額は、対象費用の額の※70%以内とします。）
3 その他	○目的を達成するために必要な事業への助成	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人 ○公益法人（民法第34条） ○ボランティア団体 ・ボランティア団体については、設立後3年以上経過し、概ね10人以上の構成で営利を目的としないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし助成金額は、対象費用の額の※70%以内とします。

※事業費（実績）が当初計画より減少したことで、助成金額が事業費（実績）の70%を超過した場合は、超過分をご返還いただきます。

**JAバンク新潟県信連創立 50 周年記念・ホームヘルパー支援基金
第 23 回 助成金交付申請書**

年 月 日

受託者 農中信託銀行株式会社 宛

1. 申請者

申請者	団体分類	1 社会福祉法人 2 公益法人 3 ボランティア団体 (法人格 有・無)		
	住所	〒		
		TEL :		FAX :
		E-mail :		
	フリガナ			
代表者	名称	印		
	フリガナ			役職
	氏名			
	住所			生年月日 年 月 日
連絡先	住所	〒		
	フリガナ			TEL FAX
	担当者名			役職
設立年月日	年 月 日	職員数 (うちホームヘルパー)		人
		月平均利用者数		人
○ 活動内容 (目的や行事他) について具体的にご記入ください。				

※今後ご提出頂く書類への押印は、必ず上記代表者印をご使用ください。

2. 助成事業

(1) 事業区分

<p>(該当するものを○で囲んでください)</p> <p>1 ホームヘルパーの活動および当該活動を支援する設備整備等</p> <p>2 ホームヘルパーの資質向上のための各種研修事業の開催等</p> <p>3 その他</p>

(2) 事業内容

<p>○ 助成対象事業と助成を必要とする事情、助成金の使途についてご記入ください。</p>

注①：ホームヘルパー車輛を申請される場合には、車輛の所有状況 (何年式の車輛が何台あるか等)、更新か新規購入かの区別、更新の場合は老朽化の状況 (購入年、走行距離等) についても説明してください。

(3) 全体予算および助成希望額

	金額	記入上の注意点
対象活動の全体予算額	円…①	下表の支出合計、収入合計の金額は一致
助成希望額	円…②	①の70%以内、下表の助成希望額と一致

(4) 事業収支計画

支出の部（事業費用見積り）		収入の部（資金調達方法）	
項目	金額（円）	項目	金額（円）
		助成希望額（②）	
		補助金	
支出合計		収入合計	

注①：できるだけ詳細に記入してください。設備整備等については見積書を添付のこと。

注②：収入の部については助成希望額以外の調達方法も記入し収入合計と支出合計を一致させてください。

3. その他（該当箇所を○で囲んでください）

○過去3年以内に他の財団等から助成を受けましたか？

	助成時期	助成団体名	助成内容	助成金額
受けた	年 月			円
	年 月			円
受けない	年 月			円
	年 月			円

○現在、他の財団等に助成の申請を行っていますか？

	助成決定見込時期	助成団体名	助成内容	助成金額
申請している	年 月			円
	年 月			円
申請していない	年 月			円

○助成希望額に対し、一部金額（助成希望額の70%程度）の助成となる場合があります。その場合は、どうしますか？

- ・助成を希望する
- ・申請を取り下げる

添付資料

- 登記簿謄抄本（6ヶ月以内）（ない場合には定款、規則・規約等）
 - 直近決算時における貸借対照表、損益計算書
 - 活動実績・説明資料（各記入項目を補足する場合に添付ください）
 - 見積書（設備整備等の場合は必ず添付ください）
- } A4用紙に統一のうえ、ご提出願います。

以上

【手続のあらまし】

- 1 助成金交付申請書に基づき内容を検討し、助成対象として決定後申請者に対して「助成金交付決定通知書」により、給付額等をお知らせします。
- 2 助成金交付決定通知書を受領された場合には、「助成金振込口座指定書」（通知書に同封）により速やかに「助成金振込指定口座」をお届出ください。そのうえでご送金いたします。
- 3 助成金の受領者は、助成対象活動を実施した後、遅滞なく「助成金使用報告書」にて活動結果を受託者（農中信託銀行 営業推進部）に報告してください。提出期限 2021年12月末日厳守。
- 4 助成金の受領者が次のいずれかに該当する場合は、すでに交付した助成金を返還していただきます。
 - (1)偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたことが判明したとき
 - (2)助成金をその目的以外のために費消したとき
 - (3)事業・活動を実施しなかったとき又はその実施が不十分と認められるとき